

国讃めと国土創成

古 川 の り 子

支配者による国見・国讃めの場面や歌は、古事記・日本書紀・万葉集・風土記などの中に数多く見ることができ。なかでも舒明天皇作と伝えられる万葉集の次の歌は、その典型的なものである。

天皇、香具山に登りて望見したまふ時の御製歌

大和には 群山あれど とりよろふ 天の香具山 登り立ち
ち 国見をすれば 国原は 煙立ち立つ 海原は 鷗立ち
立つ うまし国を 蜻蛉島 大和の国は(巻一―二)

支配者は山や丘などの高い所に登り、国土を望見して讃め称える。土橋寛氏によれば、この煙や鷗の立ち立つ光景は必ずしも現実の光景ではなく、国土の生命力がしきりに活動する姿を表現しているという。⁽¹⁾つまり国讃めは、客観的な事実を讃めるだけでなく、豊饒性に満ちた理想的な国土として讃め称えることによつて、その言葉のように豊かな国土を実現させようとすると行ふのである。したがつてこのような国見・国讃めをきちんと行ふことは、支配者にとってきわめて重要な意味を持つて

いたと思われる。

ところが古事記・日本書紀の説話の中には、国見において当然国讃めをすべき場面であるにもかかわらず、国讃めが成立しない場合がある。佐々木隆氏は「(国讃め)失敗の説話をめぐつて」(『文学』一九八九・十)の中で、そのような例としてオシホミミと仲哀天皇の国見の説話をあげている。そして「(国讃め)の失敗」が、悪い結果を招くことを指摘しておられる。まずオシホミミの場合について見てみると、古事記には次のように記されている。

天照らす大御神の命もちて、「豊葦原の千秋の長五百秋の水穂の国は、我が御子正勝吾勝勝速日天の忍穗耳の命の知らさむ国」と、言因さしたまひて、天降したまひき。ここに天の忍穗耳の命、天浮橋に立たして詔りたまひしく、「豊葦原の千秋の長五百秋の水穂の国は、いたくさやぎてありなり」と告りたまひて、更に還り上りて、天照らす大神にまをしたまひき。

このあと神々の集會が開かれ、中つ国平定のための使者が選出される。そしてアメノホヒ派遣、アメワカヒコ派遣が行われるが、どちらも失敗に終わることになる。佐々木氏によれば、天浮橋に降り立ったオシホミミが地上を見下ろしてその様子に関する発言をしたというのは、国讚めのパターンそのものである。ところがそこでオシホミミは、「いたくさやぎてありなり」という、国讚めとは逆の発言をしてしまった。そのために、その後の中つ国平定のための使者の派遣が、二度も失敗する結果になってしまったのだという。

一方、仲哀天皇の国見に関する古事記の記載は、次のようである。

その太后息長帯日売の命は、当時神帰せしたまひき。かれ天皇筑紫の訶志比の宮にましまして熊曾の国を撃たむとしたまふ時に、天皇御琴を控かして、建内の宿禰の大臣沙庭に居て、神の命を請ひまつりき。ここに太后、神帰せして、言教へ覚し詔りたまひつらくは、「西の方に国あり。金・銀を本めて、目の炎耀く種々の珍宝その国に多なるを、吾今その国を帰せ賜はむ」と詔りたまひつ。ここに天皇、答へ白したまはく、「高き地に登りて西の方を見れば、国土は見えず、ただ大海のみあり」と白して、詐りせず神と思ほして、御琴を押し退けて、控きたまはず、黙いましき。ここにその神いたく忿りて、詔りたまはく、「およそこの天下は、汝の知らすべき国にあらず、汝は一道に向かひたまへ」と詔りたまひき。ここに建内の宿禰の大臣白さく、「恐

し、我が天皇。なほその大御琴あそばせ」とまをす。ここにややにその御琴を取り依せて、なまなまに控きます。かれ、幾久もあらず、御琴の音聞えずなりぬ。すなはち火を挙げて見まつれば、既に崩りたまひつ。

この記事について、佐々木氏は次のように述べておられる。

私見によれば、これは、《国見》をして《国讚め》のことは発すべき支配者が、「高き地に登りて」《国見》の行爲をした時に何も見ることができず、《国讚め》の際の表現とはまったく逆に「国土は見えず」と発言したために、支配者としての存在を神によつて否定されてしまったという意味の伝説であると考えられる。(中略)「見れば、見ゆ」というのが《国見》の際の一つの表現パターンとなるのは、あれもこれも自国の一部であるという形でその豊饒を称揚することになるからであるが、仲哀天皇はこれに完全に逆行する「見れば、見えず」という発言によつて、自分が掌握する支配権を剝奪されて死亡してしまったのである。

さらに佐々木氏は、仲哀天皇の息子である応神天皇の次のような国見の記事をあげて、父・仲哀と息子・応神の二つの国見の説話が対応することを指摘している。

一時天皇、近つ淡海の国に越え幸でましし時、宇遅野の上に御立ちして、葛野を望けまして、歌よみしたまひしく、千葉の葛野を見れば、百千足る

家庭も見ゆ 国の秀も見ゆ

と歌ひたまひき。

佐々木氏によれば、この父と子の二つの国見の説話は、父・仲哀が「見れば、見えず」と表現して成し得なかつた国讀めを、息子・応神が「見れば、見ゆ」と表現することによつて成功させるといふ形で、互に対応し合つてゐるという。

ところで、このように「国讀めの不成立」の話と「国讀め成立」の話とが互いに呼応し合うような形は、卑見によれば古事記・日本書紀の説話の中に、他にも繰り返し見出すことができる。そしてそのいずれの場合も、「国土もしくは国家の確立」ということが、「国讀めの不成立」の事態から「国讀め成立」の事態への移行によつて物語られてゐる点で、共通してゐると思われる。そのような例としてここでは、イザナキ・イザナミの国生み神話、オシホミミ・ニギの神話、神武天皇の伝説、仲哀・応神天皇の伝説、仁徳天皇の伝説、雄略天皇の伝説を取り上げて分析し、このような繰り返しの持つ意味を考察してみたいと思う。以下で引用する本文は、日本書紀のみに見られる神武天皇の国見の伝説を除いて、基本的に古事記に拠ることにする。

(1) 仲哀・応神天皇の伝説

まず佐々木氏がその対応を指摘された、仲哀・応神の父子の伝説をもう一度取り上げてみたい。仲哀は神に、豊かな西の国を与えようと告げられ、高い地に登つて国見をする。ところがそこで仲哀は、その約束された国を見出すことができず、「国土は見えず、ただ大海のみあり」と発言する。佐々木氏が述べておられるように、仲哀は当然国讀めをすべき場面でそれとは正

反対の発言をし、国讀めを成立させることができなかつたのである。そのために「およそこの天の下は、汝の知らすべき国にあらず、汝は一道に向かひたまへ」といふ神の怒りを受けて、仲哀は国の支配権を奪われて死亡する。つまり、国讀めを成立させられなかつた仲哀の死によつて、国の支配者が不在の状態——国の支配権が確立されていない中途半端な状態が、ここに出現することになる。

このような状態に陥つたあとの出来事は、次のように語られている。

ここに驚き懼みて、殯の宮にませまつりて、更に国の大幣を取りて、生剝、逆剝、阿離、溝埋、屎戸、上通下通婚、馬婚、牛婚、鶏婚、大婚の罪の類を種々求きて、国の大破して、また建内の宿禰沙庭に居て、神の命を請ひまつりき。

ここに教へ覚したまふ状、つぶさに先の日の如くありて、「およそこの国は、汝命の御腹にます御子の知らさむ国なり」とのりたまひき。ここに建内の宿禰白さく、「恐し、我が大神、その神の御腹にます御子は、何の子ぞも」とまをせば、答へて詔りたまはく、「男子なり」とのりたまひき。

ここにつぶさに請ひまつらく、「今かく言教へたまふ大神は、その御名を知らまくほし」とまをししかば、答へ詔りたまはく、「こは天照らす大神の御心なり。また底筒の男、中筒の男、上筒の男三柱の大神なり。この時にその三柱の大神今の御名は顕したまへりまことにその国を求めむと思はさば、天つ神地つ祇、また山の神と河海の諸神たちまでに悉に幣帛奉り、我が御魂を

船の上に乗せて、真木の灰を瓠に納れ、また箸と葉盤とを多に作りて、皆皆大海に散らし浮けて、度りますべし」とのりたまひき。

仲哀の死後、神功皇后によって再度神託が請われる。この神託において神は、神功皇后の腹に宿っている男の子が次の支配者となるだろうことを予告し、西の新たな支配地を獲得するための方法を、こと細かく指示している。このあと神功皇后はその教えの通りにして渡海し、まず新羅の国を手に入れる。一方国内では、仲哀亡きあとの主権者の地位を狙って香坂王・忍熊王が反乱を起こしており、神功皇后はこれも鎮圧しなければならぬ。つまりここでは、「神功征韓」・「反乱鎮圧」という形で、天皇の支配を国土に確立するための努力がなされているわけである。このような努力を経て、ついに応神が即位する。そしてその最初の事績としてあげられているのが、先に見た葛野国見の記事である。ここで応神天皇は、「千葉の 葛野を見れば、百千足る 家庭も見ゆ 国の秀も見ゆ」と歌い、国讃めを成立させる。この応神の国讃めは、佐々木氏が指摘されたように、父・仲哀の成し得なかつた国讃めに呼応している。仲哀による「国讃めの不成立」は、国の支配権が天皇のもとに確立されていない状態を出現させた。このような無秩序状態は、息子・応神のこの「国讃めの成立」に至ってはじめて克服され、国の支配権が応神のもとに確立した状態へと移行する。ここではじめて、応神の支配する大和国が確立するのである。

(2) オシホミミとニギの神話

仲哀と応神天皇の伝説ときわめてよく似た形をもっていると思われるのが、オシホミミとニギにかけての神話である。仲哀が神に、西の国を与えようと言われたように、オシホミミもアマテラスに、中つ国の支配を託される。そこでオシホミミは天浮橋に立つて国見をするが、下界には荒ぶる国つ神たちが騒然としており、その有様を見てオシホミミは「豊葦原の千秋の長五百秋の水穂の国は、いたくさやぎてありなり」という、国讃めとは逆の発言をして天上に戻ってしまう。仲哀と同様にオシホミミも、国見において国讃めを成立させることができなかつたのである。国讃めの不成立による仲哀の死は、国の支配者が不在の状態——国に対する天皇の支配権が確立していない状態を出現させた。それと同じように、国讃めの不成立によるオシホミミの降臨の中止は、中つ国の支配者が不在の状態——中つ国に対する天つ神の支配権が確立していない状態を、やはり出現させている。もちろんそのような状態はここで発生したわけではないが、ここではじめて克服されるべき問題として提示されるのである。

こうした事態に至って、まず神々は次のようなことを行ったという。

ここに高御産巢日の神、天照らす大御神の命もちて、天の安の河原に八百万の神を神集へに集へて、思金の神に思はしめて詔りたまひしく、「この葦原の中つ国は、我が御子の知らさむ国と、言依さしたまへる国なり、かれこの国にはやぶる荒ぶる国つ神どもの多なると思はずは、いづれ

の神を使はしてか言趣けなむ」とのりたまひき。ここに思金の神また八百万の神たち譲りて白さく、「天の菩比の神、これ遣はすべし」とまをしき。

オシホミミが天に戻るとすぐに八百万の神々の集会が開かれ、中つ国に誰を派遣したらいいかという、中つ国平定のための方法が講じられる。このことは、仲哀の死後、神功皇后に神託が下り西の国を征服するための方法が指示されたことと対応すると思われる。このあと仲哀の伝説では、「神功征韓」「反乱鎮圧」という、国の支配権を確立するための具体的な努力がなされた。一方オシホミミの神話でも、アメノホヒ派遣、アメワカヒコ派遣、タケミカヅチ・アメノトリフネ派遣という、中つ国の支配権を確立するための努力が数度にわたってなされている。

こうした努力を経てついに国譲りが成されるが、結局オシホミミは降臨せず、息子のニニギが天降ることになる。新たな支配地へ向かって降臨したニニギは、まず最初に次のような国譲めを行う。

ここに詔りたまはく、「此地は韓国に向ひ笠紗の御前にま來通りて、朝日の直刺す国、夕日の日照る国なり。かれ此地ぞいと吉き地」と詔りたまひて、底つ石根に宮柱太しり、高天の原に氷椽高しりてましましき。

父・仲哀の成し得なかつた国譲めに、息子応神の国譲めが呼応していたように、このニニギの国譲めは、父・オシホミミの成し得なかつた国譲めに呼応するものである。オシホミミの「国

譲めの不成立」によって提示されていた、中つ国の支配権が確立していない無秩序な状態は、秩序確立のための努力を経て、この「国譲めの成立」において完全に克服される。応神による国譲めの成立が、応神の支配する倭の国の確立を意味していたように、このニニギの国譲めが成立することではじめて、天孫の支配地としての中つ国が確立したものと思われる。

(3) 神武天皇の伝説

次に神武天皇の伝説を取り上げる。日本書紀によれば、神武は東征のさなか菟田の高倉山において、次のような国見を行ったという。

九月の甲子の朔戊辰に、天皇、彼の菟田の高倉山の巔に陟りて、域の中を瞻望りたまふ。時に国見丘の上に則ち八十梟帥有り。又女坂に女軍を置き、男坂に男軍を置く。墨坂に煉炭を置き。其の女坂・男坂・墨坂の號は、此れに由りて起れり。復兄磯城の軍有りて、磐余邑に布き満めり。賊虜の據る所は、皆是要害の地なり。故、道路絶え奉りて、通らむに處無し。天皇惡みたまふ。

日向から東征を開始した神武はついに大和の地に至り、高倉山の頂に立つて国見をする。ところがその地には、ヤソタケル・エシキなどの土蜘蛛が通る路もないほど満ちあふれていた。そこで神武は望見される国土を讚め称えるどころか、その様子を憎んだという。ここで神武は特に国譲めに反するような発言をしてはいないが、国見をしながら国土に対する讚め言葉を発することができず、国譲めを成立させられなかつたという点

では、仲哀やオシホミミと全く同様である。仲哀やオシホミミの話において、「国讚めの不成立」の事態は、国に対する天皇の支配権が確立していない状態にあることを提示した。ここでも神武による「国讚めの不成立」は、大和国に対する天皇の支配権がまだ確立していない状態にあることを、解決されるべき問題としてここに提示している。

国讚めを成し得なかつた当日の夜、神武は神に祈つて眠り、夢で次のような神託を受ける。

是夜、自ら祈ひて寝ませり。夢に天神有して訓へまつりて曰はく、「天香山の社の中の土を取りて、天平瓮八十枚を造り、并せて厳釜を造りて、天神地祇を敬ひ祭れ。亦厳呪詛をせよ。如此せば、虜自づからに平き伏ひなむ」とのたまふ。

神武はこの神託によつて、敵を降服させ大和国を手に入れるための方法を教えられる。これは、仲哀・オシホミミの話において「国讚めの不成立」の直後にまず神託や神々の集会があり、国を獲得するための方法が示されたことと同様である。そしてこのあとやはり、ヤソタケル征討、エシキ征討、ナガスネビコとの戦い、ニギハヤヒとの交渉、各地の土蜘蛛退治など、大和国の支配権を確立するための努力が重ねられる。

こうした努力を経て、ついに神武は橿原宮で即位する。するとここにも、論功行賞や皇祖神の祭祀に続いて次のような神武の国見の記事を見出すことができる。

三十有一年の夏四月の乙酉の朔の日に、皇輿巡り幸す。

因りて腋上の曠間丘に登りまして、国の状を廻らし望みて曰はく、「妍哉乎、国を獲つること。内木綿の真進き国と雖も、蜻蛉の譬帖の如くにあるかな」とのたまふ。是に由りて、始めて秋津洲の號有り。昔、伊奘諾尊、此の国を目けて曰はく、「日本は浦安の国、細支の千足の国、磯輪上の秀真国」とのたまひき。復大己貴大神、目けて曰はく、「玉牆の内つ国」とのたまひき。饒速日命、天磐船に乗りて、太虚を翔り行きて、是の郷を睨りて降りたまふに及至りて、故、因りて目けて、「虚空見つ日本の国」と曰ふ。

この国讚めは、かつて高倉山で成立しなかつた神武自身の国讚めを完成させるものである。仲哀・応神、オシホミミ・ニギの説話では、息子が父の国讚めを完成させていたが、ここでは神武自身が支配権獲得のための努力を経て、もう一度自分で国讚めを行っている。しかし、「国讚めの不成立から成立へ」の移行が、「国の支配権の確立していない状態から確立した状態へ」の移行と重なっていることは、ここでも同様である。応神やニギの国讚めによつて、天皇の支配する大和国や中つ国が確立したように、神武のこの国讚めが成立することではじめて、天皇の支配地としてのアキツシマ大和国が確立したのである。このことは、「是(神武)の国讚めの言葉」に由りて、始めて秋津洲の號有り」と記されていることで、明らかに表現されていると思われる。

(4) 仁徳天皇の伝説

神武と同様に一人の天皇が自分で国讚めをやり直す例は、仁

徳天皇の伝説にも見ることが出来る。

ここに天皇、高山に登りて、四方の国を見たまひて、詔りたまひしく、「国中に烟発たず、国みな貧窮し。かれ今より三年に至るまで、悉に人民の課役を除せ」とのりたまひき。ここを以ちて大殿破れ壞れて、悉に雨漏れども、かつて修理めたまはず、械をもちてその漏る雨を受けて、漏らざる処に遷り避けまじき。後に国中を見たまへば、国に烟満ちたり。かれ人民富めりとおもほして、今はと課役科せたまひき。ここを以ちて、百姓榮えて役使に苦しまざりき。かれその御世を称へて聖帝の世とまをす。

仁徳は高山に登りて国見をしたが、その前には国土の不毛な光景が広がっていた。そこで仁徳は讚め言葉を発することができず、「国中に烟発たず、国みな貧窮し」という、国讚めとは逆の発言をする。オシホミミ・神武・仲哀と同じように、仁徳も国見において国讚めを成立させることができなかったわけである。この「国讚めの不成立」に伴って仁徳は、「かれ今より三年に至るまで、悉に人民の課役を除せ」と、三年間の課役の停止を宣言する。税を徴集する権利を放棄するということは、支配者としての資格を放棄することである。したがってここに、三年間の支配者不在の状態——支配権が仁徳のもとに確立してない状態が、出現することになる。このことは、これまでに見てきた説話において「国讚めの不成立」が、国の支配権が確立していない無秩序な状態を提示したことと、まさに同様であると思われる。このあと三年間、仁徳は課役を停止し、雨漏り

がしても修理しないほどの質素な生活を送る。これは、豊かな国土を回復しその支配権を再び獲得するための努力である。このような仁徳のやり方はきわめて平和的だが、これまで見てきた説話における「神功征韓」・「反乱鎮圧」・「中つ国平定」・「大和国征服」などの努力に相当するものと思われる。

こうした努力の期間を経てやつと国の中に煙が満ち、再び税が課されることになる。ここで仁徳がもう一度国見を行ったことについては、「後に国中を見たまへば、国に烟満ちたり」と記されているだけだが、この記事のすぐ後に続く吉備の黒比売の説話の中に、次のような仁徳の国讚めの歌を見出すことができる。

ここに天皇、その黒比売に恋ひたまひて、大后を欺かして、のりたまはく、「淡道島見たまはむとす」とのりたまひて、幸行ます時に、淡道島にいまして、遙に望けまして、歌よみしたまひしく、

おしてるや 難波の埼よ 出で立ちて わが国見れば
粟島 淤能基呂島 檳榔の 島も見ゆ 佐気都島見ゆ

ここに見られる「アハ島」、「オノゴロ島」という言葉は、国土創成神話を思い起こさせる。仁徳のこの国讚め歌は、国土創成の時代に原初の混沌の中からオノゴロ島やアハ島などが誕生したように、天皇の支配する豊かな国土がここに再生したことを表現しているものと思われる。つまり「国讚めの不成立」によって提示されていた不毛で無秩序な状態は、この国讚めが成されることで終わり、仁徳の支配する豊かな国がここに再び確

立したのである。

(5) 雄略天皇の伝説

次に雄略天皇の伝説を取り上げてみたい。少しわかりにくい形ではあるが、ここでも天皇の支配する国家の確立が、国讃めの不成立から成立への移行によって語られているのではないかと思われる。

雄略記の冒頭には、次のような雄略の国見の記事がある。

初め大后、日下にいましける時、日下の直越の道より、河内に幸行でましき。ここに山の上に登りまして、国内を望けたまひしかば、堅魚を上げて舎屋を作れる家あり。天皇その家を問はしめたまひしく、「その堅魚を上げて作れる舎は、誰が家ぞ」と問ひたまひしかば、答へて曰さく、「志幾の大県主が家なり」と白しき。ここに天皇詔りたまはく、「奴や、おのが家を天皇の御舎に似せて造れり」とのりたまひて、すなはち人を遣して、その家を焼かしたまふ時に、その大県主、懼ち畏みて、稽首白さく、「奴にあれば、奴ながら覚らずて、過ち作れるが、いと畏きこと」とまをしき。かれ稽首の御幣物を献る。白き犬に布を繫けて、鈴を著けて、おのが族、名は腰佩といふ人に、犬の繩を取らしめて献上りき。かれその火著くることを止めたまひき。

日下の若日下部の王を妻問いにいく途中、雄略は山の上に登って国見をする。ところが雄略は、その地に敵対する勢力の存在を認めて国讃めを行うことができず、「奴や、おのが家を、天皇の御舎に似せて造れり」と言つて激怒する。このことは、国

見をしたオシホミミが、中つ国に荒ぶる国つ神の存在を認めて国讃めをすることができず、「いたくさやぎてありなり」と言つたことと、ちょうど同様であると思われる。また志幾の大県主の家が皇居の造りをしていたということは、この時国内には雄略の他にも主権者が存在し、国の支配権が雄略のもとに確立されていない状態にあることを意味している。したがって、やはりここでも「国讃めの不成立」に伴って、国の支配権が確立していない無秩序な状態が提示されていると言ふことができる。そこで雄略は自分の支配権を確立するために、志幾の大県主の家の焼き討ちを命じ、服従させる。これはスケールの大きさは異なるけれども、これまで見てきた話における「中つ国平定」、「大和国平定」、「神功征韓」などの、支配権確立のための努力に相当する部分である。

敵対勢力を征服したあと、雄略が国讃めをやり直したかどうかは、はっきりとは記されていない。しかし、日下の地から宮に帰る際に雄略は、前に国見をした同じ山の上にもう一度立つて、次のような歌を詠んでいる。

ここを以ちて宮に還り上ります時に、その山の坂の上に行き立たして、歌よみしたまひしく、

日下部の 此方の山と

疊薦 平群の山の

此方此方の 山の峽に

立ち栄ゆる 葉広熊白樺

本には いくみ竹生ひ

末には たしみ竹生ひ

いくみ竹 いくみは寝す

たしみ竹 たしには率宿す

後もくみ寝む その思妻 あはれ

すなはちこの歌を持たしめて、返し使はしき。

これは内容的には若日下部の王に對する恋歌だが、わざわざ前に国見をした場所にもう一度行つて詠んである点が注意される。土橋寛氏は、この歌が国見の山の上で歌われていることや、「豊薦 平群の山」・「立ち栄ゆる 葉広熊白椿」という、寿歌に特徴的な言葉が使われていることを指摘して、この歌を国見歌の展開したもののひとつとしてとらえておられる。また後に述べるように、イザナキの国讚めは、地母イザナミへの讚美の言葉である。雄略が国見の山の上で、日下の土地を代表するような女性である若日下部の王への思慕の情を歌うことは、その土地を讚めることと通じるものがあるのではないかとも思われる。雄略のこの歌は、同じ場所で成し得なかつた前回の国讚めに呼応し、それを完成させるものとしてとらえることが可能なのではないだろうか。

またこのあと、引田部の赤猪子の話をはさんで雄略の吉野離宮への幸行が語られる。そこでやはり雄略が、次のような歌を詠んだことが記されている。

すなはち阿岐豆野に幸でまして、御獲したまふ時に、天

皇、御呉床にましましき。ここに蝸、御腕を咋ひけるを、

すなはち蜻蛉来て、その蝸を咋ひて、飛びき。ここに御歌

よみしたまへる、その御歌、

み吉野の 袁牟漏が嶽に 猪鹿伏すと 誰ぞ 大前に申

す。やすみしし、吾が大君の 猪鹿待つと 呉床にいま

し 白栲の 袖著具ふ 手胼に 蝸搔き著き その蝸を

蜻蛉早咋ひ かくのごと 名に負はむと そらみつ 倭

の国を 蜻蛉島とふ。

かれその時より、その野に号けて阿岐豆野といふ。

これは蜻蛉も奉仕する天皇の徳を称え、アキツシマ倭の国の国名起源を語る歌である。桜井満氏は、日本書紀における同歌の末尾「汝が形は 置かむ 蜻蛉島倭」を取り上げて、このように「アキツシマ倭」をもって歌い納める型が、やはり国見歌に特徴的な型であることを指摘している。また先に見た神武天皇の国讚め——「妍哉乎 国を獲つること。内木綿の真進き国と雖も、蜻蛉の臂咕の如くにあるかな」——も、アキツシマ大和国の国名起源となっており、同時に神武の支配するアキツシマ大和国の確立を意味していた。雄略のこの歌も、アキツシマの名の起源を語るとともに、雄略の支配するアキツシマ倭の国の確立を讚め称える意味をもっているのではないかと思われる。

ところで雄略記の最後には、「天語歌」と呼ばれる、三重の采女の宮廷・天皇讚歌が記されている。

纏向の 日代の宮は

朝日の 日照る宮

夕日の 日翔る宮

竹の根の 根足る宮

木の根の 根蔓ふ宮

八百土よし い杵築の宮

ま木さく 日の御門

新菅屋に 生ひ立てる

百足る 槻が枝は

上つ枝は 天を覆へり

中つ枝は 東を覆へり

下枝は 鄙を覆へり

上つ枝の 枝の末葉は

中つ枝に 落ち触らばへ

中つ枝の 枝の末葉は

下つ枝に 落ち触らばへ

下枝の 枝の末葉は

あり衣の 三重の子が

捧がせる 瑞玉盃に

浮きし脂 落ちなづさひ

水こをろこをろに

こしも あやにかしこし

高光る 日の御子

事の 語りごとも こをば

これまで取り上げてきた説話の中には、「アナニヤ」（神武）、

「アキツシマ」（神武・雄略）、「アハ島」・「オノゴロ島」（仁徳）
といった、国土創成神話に関係する言葉をいくつか認めること

ができた。先に述べたように、仁徳の国讚めの歌はこれらの言葉を用いることよって、仁徳の支配する国土の再生を、原初のオノゴロ島やアハ島の誕生と重ね合わせて表現している。新嘗祭の酒宴でのこの「天語歌」の中にも、「浮きし脂 落ちなづさひ」、「水こをろこをろに」という、国土創成神話に関わる語句を見出すことができる。ここでも、雄略の支配するアキツシマ倭の国の誕生が、原初の混沌の中からの国土創成と重ね合わせることよって、表現されているものと思われる。神武・仁徳・雄略の説話に見られるこのような国土創成神話との関わりは、記紀の説話において国讚めによる国家の確立ということが、原初の国土誕生に比すべきものとして意識されていることを示すものである。

(6) イザナキ・イザナミの国生み神話

最後に、その国土創成神話について考察してみたい。ここではまさに「国土の誕生」ということが、国讚めの不成立から成立への移行によつて語られていると思われるからである。

アマテラスから中つ国の支配を託されたオシホミミが、天の浮橋に立つて国見をしたように、イザナキ・イザナミも天つ神に国土の創成を託され、天の浮橋に立つて下界を見下ろす。そしてそこから天の沼矛を指し下ろし「塩こをろこをろに画き鳴して」、矛から滴り落ちる潮水でオノゴロ島を造り、その上に天降る。イザナキ・イザナミはそこに天の御柱と八尋殿を建て、結婚をして「国土生みなさむ」とする。

ここに伊耶那岐の命詔りたまひしく、「然らば吾と汝と、

この天の御柱を歩き廻り逢ひて、美斗の麻具波比せむ」とのりたまひき。かく期りて、すなはち詔りたまひしく、「汝は右より廻り逢へ、我は左より廻り逢はむ」とのりたまひて、約り竟へて廻りたまふ時に、伊耶那美の命まづ「あなにやし、えをとこを」とのりたまひ、後に伊耶那岐の命「あなにやし、えをとめを」とのりたまひき。おのおのものりたまひ竟へて後に、その妹に告りたまひしく、「女人先だち言へるはふさはず」とのりたまひき。然れども隠処に興して子水蛭子を生みたまひき。この子は葦船に入れて流し去りつ。次に淡島を生みたまひき。こも子の例に入らず。ここに二柱の神譲りたまひて、「今、吾が生める子ふさはず。なほうべ天つ神の御所に白さな」とのりたまひて、すなはち共に参る上りて、天つ神の命を請ひたまひき。ここに天つ神の命以ちて、太トにトへてのりたまひしく、「女の先立ち言ひしに因りてふさはず、また還り降りて改め言へ」とのりたまひき。かれここに降りまして、更にその天の御柱を往き廻りたまふこと、先の如くなりき。ここに伊耶那岐の命、まづ「あなにやし、えをとめを」とのりたまひ、後に妹伊耶那美の命、「あなにやし、えをとこを」とのりたまひき。かくのりたまひ竟へて、御合ひまして、子淡道の穂の狭別の島を生みたまひき。次に伊予の二名の島を生みたまひき。この島は身一つにして面四つあり、面ごとに名あり。かれ伊予の国を愛比売、讃岐の国を飯依比古といひ、粟の国を、大宜都比売といひ、土左の国を建依別といふ。

次に隠伎の三子の島を生みたまひき。またの名は天の忍許呂別。次に筑紫の島を生みたまひき。この島も身一つにして面四つあり。面ごとに名あり。かれ筑紫の国を白日別といひ、豊の国を豊日別といひ、肥の国を建日向日豊久土比泥別といひ、熊曾の国を建日別といふ。次に伊岐の島を生みたまひき。またの名は天比登都柱といふ。次に津島を生みたまひき。またの名は天の狭手依比売といふ。次に佐度の島を生みたまひき。次に大倭豊秋津島を生みたまひき。またの名は天つ御虚空豊秋津根別といふ。かれこの八島のまづ生まれしに因りて、大八島国といふ。

イザナキ・イザナミの結婚において発せられる「あなにやし、えをとこを」、「あなにやし、えをとめを」という讚美の表現は、讚め称えることによつてその言葉のよすがらしい国土を生み出そうとするものである。佐々木隆氏も指摘しておられるように、二神のこの讚美の発言は、より良い国土の実現を期すものである点で、まさに国讚めと同じ役割を担っていると言ふことができる。イザナキ・イザナミは互いに讚め言葉を発し合い、結婚して国土を生もうとするが、「隠処に興して子水蛭子を生みたまひき。この子は葦船に入れて流し去りつ。次に淡島を生みたまひき。こも子の例に入らず」とあるように、まともな国土を生み出すことができなかった。その原因が二神の讚め言葉自体にあることは、発言の直後にイザナキが「女人先だち言へるはふさはず」と言っていることから明らかである。つまりここでは、何らかの理由で讚め言葉がきちんと唱えられなかった

——「讚め言葉の不成立」——ために、国土が確立しなかったわけである。このことは、これまで見てきた話において「国讚めの不成立」が、天皇の支配地としての国が確立していない状態を提示したことで、まさに同様であると思われる。これまでの話の中で国讚めが成立しなかったのは、国讚めをすべき場面で主権者が、讚め言葉を発することができなかったり、国讚めとは正反対の発言をしてしまったりしたためであった。ところがイザナキ・イザナミの場合は讚め言葉を発しており、その内容も成功した二回目の発言と違わない。それにもかかわらず、ここで満足な国土が成立しなかったのはなぜだろうか。その理由は、本文では「女の先立ち言ひしに困りてふさわず」と説明されている。男女の発言の順序を問題とするこのような説明は、従来一般に夫唱婦隨、男尊女卑の儒教思想による改変であろうと解釈されている。しかしイザナキ・イザナミの発言を国讚めの言葉としてとらえてみると、また別の解釈が可能になるのではないかと思われる。イザナキとイザナミには、それぞれ天父と地母の性格が認められるということが言われている。そうであるとするれば、国讚めとはまさに地母イザナミを讚め称えることによつて、国土の実現を図ることに他ならない。天父が地母を讚め称え、それに対して地母が満足して呼応し豊かな国土を産出するというのが、国讚めの理想的な形であろうと思われる。ところがイザナキ・イザナミの一回目の発言では、地母の方がまず先に天父を讚めてしまっており、国讚めとは正反対の形となつている。ここは何よりも地母を讚めることが優先されるべ

き場面であつて、逆の順序では国讚めが成立しないのである。ここでは国讚めの成否に対し、発言の順序がまさに重要な意味をもっている。一回目の讚美の言葉によつて国土が成立しなかったのは、地母であるイザナミが先に讚め言葉を発したために、国讚めが成立しなかったことが原因であると考えることができるのでないだろうか。

国土が成立しない事態に立ち至つて、イザナキとイザナミはまず天つ神の意見を伺いに行く。そして国土を生むためには、発言の順序を改めてやり直すようにと教えられる。このことは、オシホミミ・神武・仲哀の話において、国讚めの不成立による無秩序状態が出現すると、まず、天つ神の集會や神託があり、国を得るための方法が指示されたことと対応すると思われる。これまで見てきた話では、国土獲得の努力がなされたあと、支配者によつてもう一度国讚めが試みられ、その国讚めが成立することではじめて彼らの支配する国家——アキツシマ大和国——が確立した。イザナキ・イザナミの神話でも、天つ神の教えに従つてもう一度国讚めが試みられ、それが成立することではじめて大倭豊秋津島などの大八島国が誕生したのである。

イザナキ・イザナミの国生み神話では、国土の誕生が国讚めの不成立から成立への移行によつて語られていた。国讚めが成立し天父と地母の結婚が成されることによつて、世界は混沌から秩序へと移行し、今日の国土が確立するのである。オシホミミ・ニニギ、神武、仲哀・応神、仁徳、雄略の説話では、同様に国讚めの不成立から成立への移行によつて、支配権の確立し

ない無秩序な状態から、天皇の支配する秩序ある国家への移行が語られている。ここでは国家の確立にあたって、いったん最初の混沌に立ちもどり、国讃めによる国土創成——国土の誕生——が繰り返されているのである。これらの話の中に国土創成神話に関わる語彙が散見されるのも、偶然ではないと思われる。

註

(1) 土橋寛『古代歌謡と儀礼の研究』、岩波書店、一九六五年、第四章、二八〇～二九四頁

(2) ここでオシホミミは、国の支配者としての資格を自ら放棄し息子に譲り渡している。このことは、同様に息子に支配権を移行させてはいるが、仲哀が神によって支配者としての資格を剝奪され無理やり息子に譲らされたことと対照的である。天孫降臨神話と仲哀天皇の伝説の対応関係については、拙論「アマテラスの神話と神功皇后伝説」、『日本学』11号、一九八八年七月、参照。

(3) 土橋、前掲書、第五章、三二五～三三四頁

(4) 桜井満『万葉びとの憧憬』、桜楓社、一九六六年、一〇

一頁